

1 手帳制度

◆身体障害者手帳の交付

内 容	身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。 なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引で利用できます。 手帳は、障害の程度によって1級から6級までに区分されます。
交 付 対 象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能及びそしゃく機能の障害者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続的に障害がある方
変 更 等	住所、氏名等が変わったときは、手帳を持参して届出をしてください。 手帳紛失時や障害の程度が変わったとき等は、ご相談ください。
申 請 方 法	交付申請書、指定医師による診断書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆療育手帳の交付

内 容	療育手帳は、知的障害のある方が福祉的支援を受けやすくするための手帳です。 なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引で利用できます。 障害の程度によって、A1・A2・B1・B2に区分されます。
交 付 対 象	○知的機能に制約があり、そのために社会生活や適応行動にも一定の制約がある児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方。 ○制約が18歳未満までに生じていること。
申 請 方 法	写真（縦4cm×横3cm）、交付申請書、医師の診断書・意見書等（2歳未満及び18歳以上のみ必要）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆精神障害者保健福祉手帳の交付

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳です。自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策が講じられています。有効期限は2年間で、更新することができます。 障害の程度によって、1級、2級、3級に区分されます。
交 付 対 象	精神疾患を有する方（知的障害者を除く。）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
申 請 方 法	申請書、医師の診断書又は精神障害を支給事由とした年金証書の写し、写真（縦4cm×横3cm）を問い合わせ先に提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内）2315、2316